

下級裁判所裁判官指名諮問委員会福岡地域委員会（第35回）議事要旨

（福岡地域委員会庶務）

1 日時

平成26年3月10日（月） 15:00～16:00

2 場所

福岡高等裁判所公用室

3 出席者

（委員）飯倉立也，川口宰護（委員長），新関輝夫，永尾廣久，野口郁子（敬称略。五十音順）

（庶務）江頭総務課長，早尻総務課課長補佐

（説明者）永淵事務局長

4 議題

平成26年下半期の再任（判事任命）候補者に関する情報収集について

5 審議資料

117 2月26日付け裁判官指名候補者に係る名簿等の送付について  
（通知） 添付省略

118 再任（判事任命）候補者の情報収集の依頼文書（検察庁あて）

119 再任（判事任命）候補者の情報収集の依頼文書（弁護士会あて）

6 協議等

庶務から，指名諮問委員会から指名候補者の情報収集を行い，その結果を6月9日（金）までに指名諮問委員会に送付するよう依頼があった旨説明された。

平成26年下半期の再任（判事任命）候補者に関する情報収集について

庶務から，再任（判事任命）候補者及びその情報収集の方法について説明された後，審議され，委員から次のとおり意見が述べられた。

- ・ 審議資料 1 1 9 (再任(判事任命)候補者の情報収集の依頼文書(弁護士会あて))には「特に段階評価式アンケートによる情報収集は相当でない。」との記載があるが、従前から当地域委員会管内の弁護士会は、段階評価式アンケートによる情報提供は全くしておらず、今後もそのような予定はないことから、削除されたい。

これに対し、他の委員から次のような意見が述べられた。

- ・ 当該記載は、指名諮問委員会委員長からの依頼により念のために注意喚起しているに過ぎないものである。

審議の結果、審議資料 1 1 8 及び 1 1 9 のとおり、再任(判事任命)候補者の情報収集の依頼文書をそれぞれ発出することとなった。

ほかに委員から次のような意見が述べられた。

- ・ 最近、発刊された「絶望の裁判所」という書籍によれば、裁判官の人事評価に関しては、裏と表の二重帳簿システムが採られている可能性が高いとみてよいとされている。そのようなことはあってはならないことだが、もし、そうだとすれば情報収集が実質的に変質しているのではないか。

また、弁護士任官者の情報収集については、第 4 3 回指名諮問委員会において最高裁判所から提出された資料の一部につき、地域委員会にも提供されかつ検討されるのが望ましいという意見があったにもかかわらず、本件においてはその必要はないこととされているが、最高裁から提供された資料がどのようなもので、地域委員会に提供され検討される必要がないとされた理由は何か、不明である。いずれにせよ地域委員会を経由することなく、直接、最高裁に情報提供されたものがあつたとすれば、そのような情報提供の在り方は、地域委員会の存在意義を否定しかねないものであると考える。

これに対し、他の委員から次のような意見が述べられた。

- ・ 地域委員会は、候補者に関する情報をできるだけ的確に収集し、それを取りまとめ、指名諮問委員会に送付する機関である。地域委員会が情報の提供を強制できるものではなく、提供の方法を含めて、情報提供者の任意に委ねられており、全て地域委員会を通さなくてはいけないということはないのではないか。
- ・ 本来、指名諮問委員会に情報提供されるべき情報が提供されないことの方がむしろ問題であり、どのようなルートで情報が提供されたかをあまり問題とすべきではない。

## 7 その他

庶務から、次のとおり報告された。

昨年12月9日及び12月20日、下級裁判所裁判官指名諮問委員会において審議が行われ、最高裁判所に対し、次のとおり答申された。

### ア 判事の再任候補者関係

判事の再任候補者については、再任願を提出した122人について審議が行われ、120人については指名適当、2人については指名不適当との答申となり、指名不適当とされた2人の理由は、「その能力、資質の面において、判事にふさわしいものとはいえず、判事に任命されるべき者として指名することは適当ではない。」とするものである。

### イ 弁護士任官候補者関係

弁護士任官候補者については、任官希望を提出した3人について審議が行われ、2人については指名相当、1人については指名不適当との答申となり、指名不適当とされた1人の理由は、「その能力、資質の面において、判事にふさわしいものとはいえず、判事に任命されるべき者として指名することは適当ではない。」とするものである。

### ウ 平成26年1月の新任判事補候補者関係

新任判事補任官候補者については、任官希望を提出した99人のうち、その後、任官希望を取り下げた2人を除く、97人について審議が行われ、96人については指名適当、1人については指名不適当との答申に

なり、指名不相当とされた1人の理由は、「その能力、資質の面において、判事補にふさわしいものとはいえず、判事補に任命されるべき者として指名することは適当ではない。」とするものである。

庶務からの報告後、委員から次のとおり、意見が述べられた。

- ・ 先ほどの庶務の説明では、なぜ指名することが適当でないか具体的な理由が分からない。

また、第60回指名諮問委員会において、審議の結果、重点審議者を追加することとされているが、重点審議者とされた理由や事情が地域委員会に明らかにされていないし、重点審議者とされた者が結局、判事に任命されるべき者として指名された場合は、その後の本人の経過・状況を地域委員会に情報としてフィードバックすべきではないか。

これに対し、他の委員から次のような意見が述べられた。

- ・ 地域委員会は指名諮問委員会への情報収集機関であるから、指名後の情報のフィードバックについては、指名諮問委員会の問題であり、地域委員会で議論すべき問題ではない。

## 8 次回期日

次回の福岡地域委員会（第36回）の期日が、次のとおり指定された。

5月23日（金）午後3時00分